

石川県公報

平成30年7月13日

第13122号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○保安林の指定 (森林管理課)	1
○歳入の徴収事務の委託 (港湾課)	4
公 告	
○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	9
○委託業務に係る提案書の募集公告 (スポーツ振興課)	9
○石川県立総合看護専門学校推薦入学試験及び一般入学試験公告 (医療対策課)	12
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	13
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	18

告 示

石川県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年7月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
七尾市山崎町池ノ原1の42、1の74、2の14
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 保安林の所在場所
七尾市大泊町六4、7、8
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町向瀬マ18の1、20から26まで、81、石坂ホ98から103まで、1021、1023、1033、1034

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

金沢市四十万町壬24(次の図に示す部分に限る。)、18、25の1、26、27の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

金沢市四十万町己16の1の1・16の2・17の1の2・18の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、14の1、36の3、37の1、38の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

金沢市田島町を7の甲1・7の乙1・17の乙・18の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、7の乙2、か20の甲(次の図に示す部分に限る。)、21

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

鳳珠郡能登町字小浦七字48の1、51

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林の所在場所

珠洲市若山町南山コ部12、15

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

若山町南山コ部12(次の図に示す部分に限る。)、15

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林の所在場所
鳳珠郡穴水町字甲式2、3、4の甲、4の丁、4の戊
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第337号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年7月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢港金石地区船だまりに係る使用料の徴収事務	金沢市北安江3丁目1番38号	石川県漁業協同組合	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年7月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調達内容
 - (1) 購入件名及び数量
産業教育用コンピュータ 仕様書のとおり
 - (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成31年3月29日
 - (4) 納入場所
別途指定する場所
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成30年石川県告示第145号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。
平成30年8月2日(木)午後5時
- (2) 当該物品を確実に納入できること。
平成30年8月9日(木)午後5時

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成30年8月23日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年8月23日(木)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Computers for Industrial education
According to specifications
- (2) Delivery date
By 29 March 2019
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 23 August 2018
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
パーソナルコンピュータほか1件 仕様書のとおり
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成30年10月31日
- (4) 納入場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成30年8月9日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年8月23日(木) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成30年8月23日(木) 午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer and Other 1 Kind

(2) Delivery date

By 31 October 2018

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 23 August 2018

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

タイヤチェーン(除雪車用) 1,498本

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年10月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成30年石川県告示第145号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成30年8月10日(金)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年8月24日(金)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成30年8月24日(金)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
1,498 tire chains for snow plows
- (2) Delivery date
By 31 October 2018
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 24 August 2018
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年7月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 COOL KANAZAWA 実行委員会
- 3 代表者の氏名
岡本 恭子
- 4 主たる事務所の所在地
河北郡内灘町千鳥台2丁目426番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、石川県で工芸を学ぶ若い作家たちの作品が発表され、認識される機会を増やすために茶会等を開催し、工芸界の活性化を目指す。また、従来の枠にとらわれない工芸と芸術文化の新しい表現方法を創造、発信し、石川の文化、芸術の振興を図るとともに、国際交流に貢献することを目指す。

委託業務に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書の提出を募集する。

平成30年7月13日

1 業務概要

(1) 業務名

いしかわスポーツマイレージ事業

(2) 業務内容

いしかわスポーツマイレージ事業業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成31年3月31日まで

ただし、一部業務については、仕様書に定める期日

2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。

イ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第25号)の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

オ 当該業務委託契約の締結の日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(2) 共同企業体

ア 各構成員が(1)アからオに掲げる全ての項目を満たしている者であること。

イ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

オ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 出資を伴う場合の構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) 取引金融機関

(シ) その他必要な事項

3 プロポーザルの手続きに関する事項

(1) プロポーザル実施要領等の配布

ア 配布する期間

平成30年7月13日(金)から同月26日(木)まで

イ 配布する方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sports/mileage/html>

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、プロポーザル実施要領に定める質問票(様式2)により提出すること。

ア 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。

宛先：石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

(i-sports@pref.ishikawa.lg.jp)

イ 提出期間

平成30年7月13日(金)から同月23日(月)午後5時まで

ウ 回答方法

質問及び回答の内容を、石川県ホームページに掲載する。

エ 回答掲載期間

平成30年7月18日(水)頃から同年8月3日(金)午後5時まで

4 参加の申込みに関する事項

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル実施要領に定める参加申込書等を全て提出期間内に提出すること。

(2) 提出期間

平成30年7月13日(金)から同月26日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は、書留郵便とすること。また、電子メール及びFAXによる提出は不可とする。)

(4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

5 提案書等の提出に関する事項

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル実施要領に定める提案書等を提出期間内に提出すること。

(2) 提出期間

平成30年7月13日(金)から同年8月3日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は、書留郵便とすること。また、電子メール及びFAXによる提出は不可とする。)

(4) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

6 その他

(1) 詳細は、プロポーザル実施要領による。

(2) 参加申込書を提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。

(3) 委託候補者の選定にあたっては、いしかわスポーツマイレージ事業業務委託候補者選定プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書等、提案書等及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。)の内容について審査を行い、最も優れた者を委託候補者として選定する。

7 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)

石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課

電話番号 076-225-1392

電子メール i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

石川県立総合看護専門学校推薦入学試験及び一般入学試験公告

石川県立総合看護専門学校に平成31年4月に入学しようとする者に対する推薦入学試験及び一般入学試験を次のとおり実施する。

平成30年7月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦入学試験

(1) 募集人員

- ア 第二看護学科 10人程度
- イ 第三看護学科 10人程度
- ウ 准看護学科 30人程度

(2) 選考の方法

- 1次選考 書類審査による。
- 2次選考 1次選考合格者を対象として面接及び学科試験（国語総合（古文及び漢文を除く。）及び現代文並びに数学Ⅰ。ただし、准看護学科は国語のみ。）を実施する。

(3) 2次選考の日時

平成30年11月6日（火）午前9時から

(4) 試験場

金沢市鞍月東2丁目1番地
石川県立総合看護専門学校

(5) 出願に関する書類の受付期間

平成30年10月1日（月）から同月3日（水）までとする。郵送の場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。

(6) 出願に関する書類の請求及び提出先

金沢市鞍月東2丁目1番地
石川県立総合看護専門学校

2 一般入学試験

(1) 募集人員

- ア 第二看護学科 45人（推薦を含む。）
- イ 第三看護学科 40人（推薦を含む。）
- ウ 准看護学科 120人（推薦を含む。）

(2) 試験科目

ア 第二看護学科

(ア) 学科試験

国語総合（古文及び漢文を除く。）及び現代文、数学Ⅰ並びにコミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱ

(イ) 面接試験

イ 第三看護学科

(ア) 学科試験

a 一般科目

国語総合（古文及び漢文を除く。）及び現代文、数学Ⅰ並びにコミュニケーション英語Ⅰ、Ⅱ

b 専門科目

基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

(イ) 面接試験

ウ 准看護学科

(ア) 学科試験

国語及び数学

(イ) 面接試験

(3) 試験の日時

- ア 第二看護学科

平成31年1月16日(水)午前9時から

イ 第三看護学科

平成31年1月16日(水)午前9時から

ウ 准看護学科

平成31年1月17日(木)午前9時から

(4) 試験場

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

(5) 出願に関する書類の受付期間

平成30年12月3日(月)から同月10日(月)までとする。郵送の場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。

(6) 出願に関する書類の請求及び提出先

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

3 その他

詳細な点についての問合せ等は、石川県立総合看護専門学校へすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成30年7月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

明文堂書店金沢県庁前本店

金沢市鞍月5丁目158ほか13筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目3番23号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社明文堂

代表取締役 清水 満

富山県下新川郡朝日町沼保909番地2

(変更後) 株式会社明文堂プランナー

代表取締役 清水 満

富山県下新川郡朝日町沼保909番地2

3 変更の年月日

(1) 平成30年1月1日

(2) 平成23年5月16日

4 変更する理由

(1) 設置者の住所町名変更のため

(2) 小売業者の社名変更のため

5 届出年月日

平成30年6月21日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成30年7月13日から同年11月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成30年11月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

穴水ショッピングセンターパルス

鳳珠郡穴水町此木1字2番ほか168筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー

代表取締役 小林 義典

福井県福井市新保北一丁目601番地

山成商事株式会社

代表取締役社長 山口 成俊

七尾市作事町80番地

ほか1者

(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 道法 一雅

福井県福井市新保北一丁目601番地

山成商事株式会社

代表取締役社長 山口 宗大

七尾市作事町80番地

ほか1者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー

代表取締役 小林 義典

福井県福井市新保北一丁目601番地

山成商事株式会社

代表取締役社長 山口 成俊

七尾市作事町80番地

株式会社ムービータイム

代表取締役社長 捧 雄一郎

新潟県三条市須頃3-58

ほか2者

(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 道法 一雅

福井県福井市新保北一丁目601番地

山成商事株式会社

代表取締役社長 山口 宗大

七尾市作事町80番地

株式会社ムービータイム
代表取締役社長 板垣 隆義
新潟県三条市須頃3-58
ほか2者

- 3 変更の年月日
平成30年4月1日
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
- 5 届出年月日
平成30年6月19日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び穴水町産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成30年7月13日から同年11月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年11月23日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト小松本店・JACK小松東店(Cゾーン)
小松市打越町イ27、イ212

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー

代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地
株式会社ジャックコーポレーション
代表取締役 村谷 淳
金沢市久安二丁目335番地

(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地
株式会社ジャックコーポレーション
代表取締役 金子 崇史
金沢市久安二丁目335番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー

代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地
株式会社ジャックコーポレーション
代表取締役 村谷 淳
金沢市久安二丁目335番地

(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地
株式会社ジャックコーポレーション
代表取締役 金子 崇史

金沢市久安二丁目335番地

- 3 変更の年月日
平成30年4月1日
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
- 5 届出年月日
平成30年6月19日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
平成30年7月13日から同年11月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年11月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト金沢東店
金沢市高柳町二の5の2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地

- 3 変更の年月日
平成30年4月1日
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
- 5 届出年月日
平成30年6月19日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成30年7月13日から同年11月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年11月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト七尾店
七尾市古府町か6番ほか26筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地
(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地
- 3 変更の年月日
平成30年4月1日
- 4 変更する理由
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
- 5 届出年月日
平成30年6月19日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成30年7月13日から同年11月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年11月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト金沢直江店
金沢市直江東一丁目17番1
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 100満ボルト金沢直江店
金沢市直江町37街区1番地ほか75筆
(変更後) 100満ボルト金沢直江店
金沢市直江町東一丁目17番1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地
(変更後) 株式会社サンキュー

代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー
代表取締役 小林 義典
福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後) 株式会社サンキュー
代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地

3 変更の年月日

平成30年4月1日

4 変更する理由

店舗所在地の新番地に変更と設置者及び小売業者の代表者に変更があったため

5 届出年月日

平成30年6月19日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成30年7月13日から同年11月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成30年11月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東田 耕作	小松市拓栄町392番地	小松市長谷町イ221番
有限会社 北次農場	能美郡川北町字朝日イ24番地	能美郡川北町字土室189番ほか2筆
松本 秋一	河北郡津幡町字南中条7号11番地	河北郡津幡町字太田る36番ほか1筆
農事組合法人 さかい	河北郡津幡町字能瀬カ34番地	河北郡津幡町字能瀬ワ50番3ほか5筆
農事組合法人 市谷	河北郡津幡町字市谷ヲ79番甲地	河北郡津幡町字市谷ヒ56番ほか10筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町字舟橋164番地	河北郡津幡町字舟橋45番1ほか5筆
松本 良明	河北郡津幡町字谷内リ10番地	河北郡津幡町字川尻は36番ほか1筆
農事組合法人 末廣農産	かほく市上山田ソ75番地	河北郡津幡町字北中条参号21番1ほか1筆
株式会社 しななた	羽咋郡志賀町代田62番地	羽咋郡志賀町代田4番ほか18筆
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町小川ハ43番地	羽咋郡宝達志水町小川八4番地
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町東馬場ほ59番地	鹿島郡中能登町井田た4番ほか4筆
有限会社 フロンティアはら	羽咋市本江町84番地	羽咋市中川町7番ほか1筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町字国光ハ部62番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部112番1ほか5筆

有限会社 川原農産	輪島市町野町佐野へ部28番地	鳳珠郡能登町字柳田松部95番
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38号37番地	鳳珠郡能登町字柳田中部106番1ほか19筆
農事組合法人 S K y フォーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字柳田竹部117番1ほか2筆
農事組合法人 三甲農産	鳳珠郡能登町字当日24字30番地	鳳珠郡能登町字柳田中部100番1
農事組合法人 長尾宮農組合	鳳珠郡能登町字上長尾梅部32番地	鳳珠郡能登町字小間生梅部79番1ほか2筆
平瀬 修一	鳳珠郡能登町字上町10字134番地	鳳珠郡能登町字上町は部23番ほか14筆
農事組合法人 きずな	珠洲市野々江町テの部33番地	珠洲市野々江町え部4番ほか4筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成30年7月13日から同月27日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

